

5 1株に満たない端数の処理

(1) 1株に満たない端数の処理及び端株原簿への記載

株式の発行（転換権若しくは新株引受権の行使，株式交換又は会社の合併若しくは分割の場合を含む。）, 併合又は分割により，1株に満たない端数を生ずるときは，**端株原簿に記載する端株の部分を除き**，その部分について新たに発行した株式を競売し，かつ，その端数に応じてその代金を従前の株主に交付しなければならず，また，会社は，この競売に代えて，一定の方法で株式を売却し，又は買い受けることができることとなった（法第220条第1項，第2項）。

また，株式の発行，併合又は分割により1株の100分の1の整数倍に相当する端数を生じたときは，その端数を端株として，端株原簿に記載しなければならないこととされた（法第220条ノ2第1項）。**ただし，定款により，端株原簿に記載すべき1株の割合について異なる割合を定め，又は1株に満たない端数について端株原簿に記載しない旨を定めることができることとされた**（法第220条ノ2第2項）。

なお，端株を生じた会社から「発行済株式の総数」として小数点以下第2位までの数の記載がある変更登記が申請された場合，これを受理して差し支えない旨の取扱い（昭和57年7月20日付け法務省民四第4455号当職通達中記の第二の五の2の(一)）は，従前と同様である。

(2) 端株券の廃止

端株券に関する規定（旧法第230条ノ3）は，削除された。

(3) 端株の買取請求権

端株主は，会社に対し，自己の有する端株の買取りを請求することができることとされた（法第220条ノ6）。